二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成五年五月二十日農林水産省告示第五百二十九号（二に係るものに限る。）、平成五年十一月十五日農林水産省告示第千三百五十五号（二に係るものに限る。）、平成六年十二月十五日農林水産省告示第千六百八十九号（四に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

2　1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一号と標柱一一号から標柱二〇号までを順次結んだ線及び標柱一一号と標柱二〇号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二一号から標柱二九号までを順次結んだ線及び標柱二九号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおり）

香川県綾歌郡綾川町西分字大小屋乙七四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び綾川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び京都府道路公社

第２　事業の種類　一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)」］（京都府船井郡京丹波町広野ノズヰ地内から同町市森土地本地内まで）並びにこれに伴う町道及び準用河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　京都府船井郡京丹波町広野ノズヰ、広野山ワチ、広野一反田、広野山添、広野林ヶ谷、広野牧ヶ鼻、広野鎌倉、大簾鍋床、大簾ムカイ山、大簾カヤノ、水呑西田、三ノ宮池ノ坪、三ノ宮花ノ木、三ノ宮今宮、妙楽寺太夫、妙楽寺仲畑、妙楽寺前谷、妙楽寺片瀬、粟野呑谷、粟野高木、粟野呑ヶ坪、井脇フコダ、井脇高瀬、井脇町田、井脇別所、井脇別所段、井尻龍福寺、和田高田、和田小井根、和田塔ノ下、和田階場、和田藤ヶ谷、和田丸戸、大朴道ノ上、大朴東道ノ下、中台南垣内、中台中島、中台桜梅、中台来光田、院内谷山、院内質野、森松原、森白井、森山田、曽根清長、曽根中道、曽根宮ノ前、曽根塩谷、曽根深シノ、須知奥ノ谷、須知金剛寺谷、須知茶ノ木山、須知本町、須知四ノ坪、須知薬研、市森山ノ神、市森猫山、市森薬研、市森明石、市森百町、市森小屋ヶ谷、市森ウバ及び市森土地本地内

２　使用の部分　京都府船井郡京丹波町広野ノズヰ、広野山ワチ、広野一反田、広野山添、広野林ヶ谷、広野牧ヶ鼻、広野鎌倉、大簾鍋床、大簾ムカイ山、大簾カヤノ、水呑西田、三ノ宮池ノ坪、三ノ宮花ノ木、三ノ宮今宮、妙楽寺太夫、妙楽寺仲畑、妙楽寺前谷、妙楽寺片瀬、粟野呑谷、粟野出合、粟野高木、井脇フコダ、井脇高瀬、井脇町田、井脇別所、井脇別所段、井尻龍福寺、和田高田、和田小井根、和田塔ノ下、和田階場、和田丸戸、大朴道ノ上、大朴東道ノ下、中台南垣内、中台中島、中台桜梅、中台来光田、院内谷山、院内質野、森休石、森松原、森白井、森山田、曽根清長、曽根中上、曽根宮ノ前、曽根塩谷、曽根深シノ、須知奥ノ谷、須知金剛寺谷、須知本垣内、須知茶ノ木山、須知本町、須知四ノ坪、須知薬研、市森山ノ神、市森猫山、市森薬研、市森明石、市森百町及び市森小屋ヶ谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府綾部市七百石町中溝地内の綾部ジャンクションから同府船井郡京丹波町市森土地本地内の丹波インターチェンジまでの延長29.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）」］並びにこれに伴う町道及び準用河川付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道（丹波綾部道路）」］」(以下「本体事業」という。)は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第１項に規定する準用河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び京都府道路公社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、一般国道等の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第10条第１項の規定により、地方道路公社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、京都府道路公社は、平成19年３月30日付けで国土交通省近畿地方整備局長から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び京都府道路公社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道478号（京都縦貫自動車道。以下「本路線」という。)は、宮津市を起点とし、舞鶴市、京都市、長岡京市等を経由して、京都府久世郡久御山町に至る延長約100kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する京都府の北部及び中部地域（以下「本地域」という。)には、日本三景の天橋立等の観光資源があり、府内外から多くの観光客が訪れている。また、本地域は、重要港湾である京都舞鶴港を背景に工業団地が多数立地しているほか、農業も盛んであり、京野菜等の栽培が行われており、農産品等が京都府南部地域等に出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、観光や物流を担う主要幹線道路として、一般国道９号及び一般国道27号があるが、道路構造令(昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間や異常気象時通行規制区間が多数存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間を介して高速自動車国道中央自動車道西宮線等と連絡し、本地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時等における一般国道27号の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。